

(仮称) 岩倉市市民参加条例検討スケジュール (平成 26～27 年度)

年度	月	検討委員会	事務局	議会	
平成 26 年度	6	①検討委員会 (全体会) 6/6 <ul style="list-style-type: none"> ●委属状交付 ●自己紹介 ●基本方針やスケジュールの説明 ●小林先生からのミニ講話 	資料提供や進行及び取りまとめなど		
	7	②検討委員会 (全体会) 7/8 <ul style="list-style-type: none"> ●会議の運営のルール ●全体像の検討 ●市民参加手続について ・市民参加の対象 			
	8	③検討委員会 (全体会) 8/7 <ul style="list-style-type: none"> ●市民参加手続について ・市民参加手続の方法 (審議会、市民登録制度) 			
	9	④検討委員会 (全体会) 9/12 <ul style="list-style-type: none"> ●市民参加手続について ・市民参加手続の方法 (意見交換会等、パブリックコメント、市民協議会) 			
	10	⑤検討委員会 (全体会) 10/10 <ul style="list-style-type: none"> ●市民参加手続について ・市民参加手続の方法 (アンケート) ・市民参加の実施 (マッチングルール) ・実施予定及び状況の公表 ・第三者機関 		条文の作成	特別委員会の設置
	11	⑥検討委員会 (全体会) 11/7 <ul style="list-style-type: none"> ●市民参加手続について ・第三者機関 ●住民投票に関する事項 ・対象、投票資格者、情報提供、投票運動、再請求 			
	12	⑦検討委員会 (全体会) 12/15 <ul style="list-style-type: none"> ●住民投票について ・請求及び発議 ・投票の形式、投票結果の尊重 			
	1	⑧検討委員会 (全体会) 1/21 <ul style="list-style-type: none"> ●協働について ・協働の原則 ・協働の取組 			
	2	⑨検討委員会 (全体会) 2/17 <ul style="list-style-type: none"> ●協働について ・公益的運動の支援 ・中間支援組織 ・協働によるまちづくりの育成 			
	3	⑩検討委員会 (全体会) 3/13 <ul style="list-style-type: none"> ●構成について ●総則について ・目的、定義、見直し ・各主体の役割 			

